

第9回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年1月30日（月）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、ただいまより第9回行政手続部会の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしく願いいたします。

○それでは、本日の第9回行政手続部会について御説明させていただきます。

本日、配付した資料にありますとおり、関係省庁からのヒアリングということで、総務省、財務省、経産省の3省庁からヒアリングを行っております。

ヒアリングの趣旨としては、お配りした資料1、これは前回、私ども規制改革推進会議の事務局としてお示した考え方のたたき台でありますけれども、これについて各省庁から意見を求める。それから、その他固有の事情があればまた御説明していただく。そういった趣旨でございます。

まず、資料2、総務省につきましては、1ページから見ただけであればと思っておりますけれども、統計と地方税、その2点について意見ということで来ております。

1は統計でありますけれども、最初に○にあるとおり、統計については各府省それぞれ必要な統計調査を行っていて、報告者負担を最小限にするということは、これまでも重複排除の観点から取り組んできた。

その次の○に、経済財政諮問会議で昨年末、指摘されているとおり、GDP統計の精度改善、統計の充実の必要性が指摘されている。

それから、その次の○にありますとおり、経団連とも意見交換を行ってきたという中で、個別の統計調査の状況を踏まえて、きめ細かく企業と話し合いを行う必要があるということで、継続的に意見交換を行っていく。

その次の○にありますとおり、業務統計とかヒアリング調査は、統計法の外なので、総務省としては承知していない。

統計調査というのは、行政手続法の適用外とされているということで、行政手続ではないと整理されていることに配慮いただきたい。

その次、2ページでありますけれども、重点分野の選定ということで、企業が負担に感じている調査・統計には、府省によるヒアリングや民間による調査も含まれていると思われる。したがって、政府が行う統計調査だけを対象にして今回の数値目標を設定しても、企業の負担感の軽減にはつながらないおそれがあり、対象としては適切でないと考えている。

手法でありますけれども、各省庁とも多様な行政手続を所掌しているため、相当な負担

になるということで、コストの推計についてはなるべく簡易な推計方法とすべき。この2.については調査・統計以外にも総務省の所管の手續について、総論的なコメントとしても述べてあります。

それから、2番目に、個別分野について特殊な事情がある場合の意見ということで、調査・統計に関してでありますけれども、先ほどありましたとおり、昨年12月の経済財政諮問会議で、「重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進する」とされているため、今、関係閣僚等で構成される統計改革推進会議で議論される予定となっている。

証拠に基づく政策立案が注目される中、調査のサンプル数をふやしてはどうかという意見もあり、単純にコスト削減を行うとすると、統計精度の劣化を招くおそれがある。一律に削減ありきという考え方はうまくいかないと思われる。

1つ飛ばしますけれども、次のページが「地方税」・「従業員の納税に関する事務」ということでありますけれども、数値目標を設定することについてということで、税の信頼性の確保のためには、正確な事実に基づいた公平な課税が重要であり、必要な課税資料を収集している。

税の手續の見直しに関しては、納税者の負担軽減と課税の公平性確保の双方の調和を図る必要があり、あらかじめ全体としての数値目標を設定して、手續を見直すという手法ではなく、手續一つ一つについて個別に検討していくべきである。

それから、税について事業者の申告等のコストを削減することが、納税者たる従業員の申告等のコストや行政の課税コストの増加につながることもあり得る。

地方税法で言うと、地方団体の理解と協力が得られるよう進めていく必要があり、一律に数値目標を設定する手法はなじまないと考えている。

IT化の推進、簡素化は重要な課題であり、これまでも電子申告等の対象範囲の拡大やeLTAXの利用時間の拡大などの利便性向上に取り組んできており、電子申告の利用率も向上している。また、給与支払報告書と源泉徴収票のeLTAXによる一元的な電子提出など、国税との連携も進めてきたところである。それから、地方税における電子納税の推進のための方策についても検討を進めている。

そういうことで、検討を進める事項の例として、地方税の電子納税の推進、eLTAXの使い勝手の改善、eLTAX利用率の向上。

前回の行政手續部会としては、事業者の書類作成負担に要する時間をとりあえずの数値目標とすることということで挙げたわけですがけれども、それに対しては、企業の事業活動の内容等により適用される制度等が異なる等、標準的な時間の計測は困難と考えられる。

それから、税制改正は毎年行われるため、あらかじめ数値目標を設定して、その達成を目指す取組にはなじまない。

その他、源泉徴収・年末調整は所得税に関する手續であるが、仮に年末調整を廃止する等とした場合には、地方団体内の税額決定時期に影響を与える可能性もある等の説明が総

務省からありました。

これに対しては、委員から幾つか指摘がありまして、例えば日本再興政略でGDP600兆円経済の目標が掲げられ、第4次産業革命を進めなければならない、そういった中でマイナメンバーを社会保険や税金等に活用することになっており、国を挙げてIT化を進めるということになっていると。

また、省庁から、個別に阻害要因になるということを示されているが、それをもってできないということはよくないのではないか。あるいは、数値目標がなじまないという説明であったが、これは統計に対しても税制に対してもありますけれども、数値目標については設定すべきであるという意見。

それから、細かい質問事項としては、電子納税よりはクレジットカードなどによる支払いについてはどうなっているのか。

これも同様でありますけれども、数値目標の設定の必要性を強く感じた。

あるいは、雇用の形態も従業員の副職などで多様化している中では、これまでの年末調整については是という前提でよいのかどうか。

総務省から政府や民間の調査という指摘があったが、民間の事業者からすれば、民間の企業からのアンケート調査と政府からの調査は別に考えていて、政府の調査については、法律に基づく統計であっても、そうでない調査であっても、同じように考えている、いろいろな簡素化の手法があるのではないかといったコメントがありました。

それに対して総務省からは、例えば総務省の政府統計について大臣承認ということをやっているけれども、統計を実際に行う各省庁からすると、データが少ない、政策的に必要だという意見も寄せられているところであり、いずれにしろ報告者の負担の軽減については、努めてまいりたい。

それから、ビッグデータについては、大事な話だと思っており、今回設置された統計改革の会合においても取り扱われていくものと想定しているとの回答がございました。これが総務省であります。

その次に財務省でありますけれども、資料3になります。財務省に関しましては、前回の私どものペーパーで重点分野として10の分野を示しましたけれども、そのうち国税と従業員の納税に係る事務の2つの分野についてのコメントがございました。

ペーパー全体の我々の提案、規制改革推進会議の行政手続部会からのたたき台に対するコメントとしては、国民の安全・安心にかかわる手続や税務手続等、特段の事情がある個別分野の特性も踏まえる必要がある等の意見がございました。

それから、このペーパーで言うと、「2. 個別分野について、特殊な事情がある場合の意見」ということで、「国税」「従業員の納税に係る事務」ということでありますけれども、事業者側にとっては税務手続がコストになり得るため、納税者利便の向上や行政手続の簡素化に向けた不断の取組はこれまでも行っていて、毎年の税制改正要望を受けて適切に措置をしている。「日本再興戦略2016」で示された行政手続の簡素化、IT化は十分に理

解しているところである。

他方、数値目標を設定してコスト削減を行うという手法は、これまでもICT化を進めてきた我が国の税務手続にはふさわしくないということに加え、仮に実施すれば適正・公平な課税という国民全体の利益を損なうおそれがある。そういったことで、電子化、簡素化の目標設定に当たっては、税務分野の特性を踏まえた特段の配慮が必要であると。

枠囲みにありますように、①としては、税務手続については、訴訟における立証責任が課税当局側にあるため、他の行政手続よりも詳細な書面等を求めざるを得ないため、一般的規制、行政手続と同様に取り扱うのは不相当であるということでもあります。

その次のページに、1つ目の○に●が2つありますけれども、申告納税制度のもとで反復して大量に行われる、限られた人員で適正に執行し、公平な課税を実現する、こういったことから税務手続は基本的に行政手続法の適用除外とされていると。

その次の○にありますように、税務手続の場合には、これは先ほども触れましたとおり、3つ目の●にありますように、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局にあるとされている。こういったことなどから、詳細な書面を要求せざるを得ない。

②に、近年の制度改正を踏まえると、税務手続について、数値目標を設定し、無理な削減を行った場合、税の命とも言われる「公平性」・「透明性」が損なわれ、国民・納税者からかえって批判を招くのではないのか。

具体的に税務手続の負担が増加する事例として、最初の○にありますのが、消費税軽減税率を実施するときに、複数税率ということで、インボイス制度を導入するという一方で、現状から見れば事業者にとってコスト増の要因になる。

それから、アベノミクス推進のため、研究開発税制や所得拡大促進税制、そういった租税特別措置の改正が行われる中、手続コストはやむを得ず増大している。

その次には、BEPS、これは租税回避防止ということですが、そのほか、過剰規制回避のための配慮の仕組みも導入されており、これによっても徴求資料や手続が煩雑にならざるを得ない。

あるいは、次のページに行きますけれども、租特については、租特透明化法が制定されていて、徴求資料や手続は増加している。

会計検査院からも不適切な事例が把握されたとか、そういった中で、こういった調書等の充実も進められる中、税務関係書類や手続をいたずらに削減・簡素化すれば、チェックが易きに流れ、課税脱漏が生ずることとなり、税の公平性・透明性が損なわれるおそれがある。

それから、次の枠囲みにありますように、税務手続については、法人を中心に税理士等に外部委託している場合が大宗であり、標準的なコストを測定し、その削減に係る数値目標を設定することは困難であるということ、最初の○で、税理士自体のサービスというもの、サービス内容によって大きなぶれが生じ得るといったことが挙げられております。

その次のページでありますけれども、財務省としては、枠囲みにあるのは、具体的かつ

建設的な御指摘をいただければ、聖域なくかつ迅速に検討し、可能な限り実現を図るということで、他の行政手続とは異なる以下のような事項を目安として取り組んでいくということで、e-Tax利用率を上げていく数値目標とか、e-Tax及びeLTAXの使い勝手の改善とか、国税・地方税の情報連携（提出のワンストップ化）の進展、そういったことを図っていきたいということで、他の行政手続とは異なった事項にしてほしいという説明がありました。

それから、従業員の納税に係る事務。これは括弧にあります年末調整・源泉徴収でありますけれども、これについてはICT等の活用による効率化の余地があり、政府税調でもこういった取組を進める予定である。ただ、申告納税制度のもと、納税者の義務であって、従業員の納税に係る事務は雇用者がそれを「肩代わり」するものであるもので、事務を大幅に削減または廃止する場合には国民的な選択が必要であるということが挙げられておりました。要するに、雇用者でなくて従業員に負担がかかってしまうというのは、もしそういう制度にするとすると、よくないのではないかと述べておりました。

最後の枠組みにありますように、上記を踏まえ、財務省・国税庁としては、従業員の納税に係る事務については、数値目標によって事務負担を軽減するのではなく、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、社会的コストがネットで削減されるように現行制度を見直すことが必要ということで、数値目標によるべきではないという意見がありました。

これに対しては、委員からは、やはり数値目標が必要ではないか、実際に仕組みをよくわかっている当局が全体を見ながら数値的目標を定めて、事業者の事務負担を減らしてほしいという意見がありました。

財務省は、事業者の事務負担そのものでなくて、e-Taxの利用率を向上させるということで、ほかの許認可等とは別の手だてで目標を上げていますけれども、e-Taxの利用率のほかに何か設定できる目標はないかというような指摘がありました。

それから、総務省に対する指摘と同じように、GDP600兆円を経済界全体も含めて伸ばしていくという中で、マイナンバーを税や社会保険で活用するといった流れの中で対応できる面があるのではないかと。

それから、これも総務省に対してもありましたけれども、従業員の納税については国民一人一人ちゃんとかかわるべきであって、必ずしも今の制度を前提とした仕組みにとらわれるべきではないといった意見。

質問としては、主税局もしくは国税庁で、事業者の負担についてどれだけ手間がかかっているという数値的なデータを保有していないかという質問もありました。これに対しては、財務省からはe-Taxの普及に対しては努めているところであり、資料にも75%とか52%という数字がありますけれども、できるだけ日進月歩オンラインを使いやすいようにリフォームを重ねている。マイナンバーを活用すべきだというのはそのとおりであるけれども、現状においてはまだ1,000万人しか申請が出ておらず、プライバシーとか解決すべき問題がいろいろあると。マイナンバーを使っていこうというのはまさにそのとおりであるけれ

ども、そういった課題もあると。

それから、確定申告については、社会的なコスト全体を下げる必要があるのではないかとといった回答がありました。これが財務省の分であります。

最後に経済産業省でありますけれども、資料4ですが、総論としては私どもの行政手続部会で示したたたき台について、特に違和感はないということでありました。以下に記載してあるのは、IT化を進めるに当たっての効果とか具体的な取組についての説明であります。

最初のページで言いますと、行政手続IT化がもたらす効果としては、保管コストの削減とか、移動コストの削減、あるいは再確認・郵送コストの削減、それから書類コストの削減等が挙げられている。

その次のページでは、現時点における課題として、政府全体のオンライン利用率が47.3%、経済産業省のオンライン化率が81%であるけれども、昨年末に実態調査を行ったところ、これは経済産業省にととまらず政府全体のオンラインシステムについての課題ということでありまして、電子署名を利用する際にカードリーダーの取得が必要だったり、パソコンへの専用ソフトのダウンロードが必要であったり、あるいはe-Govについて言いますと、事前の利用準備に手間がかかるとか、操作方法がわかりづらい、こういったことで事業者が電子による申請をちゅうちょしているといった話があったと。

その次の○にありますように、サービスの面でも、部署間あるいは省庁間でのデータの共有が進んでおらず、重複して何度も同じ項目の入力を余儀なくされる、あるいは入力項目に不備があると、その場での修正を求めるのではなくて、また後から再提出を求められるということで、民間同士のこういった申請システムに比べると、政府の申請システムは使いづらさがあるという話の実態調査の結果わかってきた。

その中で具体的な取組として3点、補助金申請分野における重複入力排除に向けた取組とか、その次のページにありますけれども、化学物質管理分野における電子申請サービスの高度化とか、産業保安法令手続のオンライン化、こういった取組を今行おうとしているという説明がありました。

これに対して各委員からは、IT化を経済産業省だけでなく、政府全体でどういう推進体制で行っていくかというのをちゃんと考えるべきではないか。

企業としては、経産省の調査のとおりで、一度電子化したものをもう一回プリントアウトして提出しているような例もあるので、電子化をもっと進めてほしい。それから、化学物質の管理などについては、規制改革推進会議でも既に決定していることなので、むしろこういったものはもっと早く取り組むべきではなかったか。それから、細かい指摘でありますけれども、経産省のペーパーの中に、補助金の事項について各省庁で定義を共通化すべきであると言うけれども、どういうところを共通化すればよいのか。あるいは、電子化された証拠書類を政府で統一的に整理する必要があると言うけれども、それはどういう意味であるのかといった質問がありました。

最後の質問に関しては、確定検査等、これは経産省の資料で言うと最後の3ページの上から3つ目の○でありますけれども、「確定検査等の事後チェックは紙媒体で行われることが一般的であるため、電子化された証拠書類の取扱いについて、政府で統一的に整理する必要があるのではないか」、これは補助金を使った後に確定検査というのをやるのですけれども、それで紙ではなくて電子での証拠書類をどうするかということなのですから、これについては経産省からの回答として、具体的に言うと、確定検査の後にまた会計検査院がチェックすることがあるので、会計検査院との関係も整理する必要があるのではないか、そういった回答がございました。

以上が今回のヒアリングの概要でありまして、今週木曜日に各省ヒアリングの2回目ということで、法務省、厚労省、国交省からのヒアリングを行いまして、年度末を目途に削減の重点分野、目標・手法の取りまとめということで、取りまとめを行っていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。質問がある方は、挙手の上、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、第9回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。